

山口県報

平成19年
10月26日
(金曜日)

目次

規則	一
開発行為等の許可の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則(建築指導課)	一
告示	一
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要(環境政策課)	一
指定施業要件の変更予定保安林(森林整備課)	三
漁業災害補償法第八十二条第二項の規定による同意(水産振興課)	三
特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(道路建設課)	三
急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課)	四
特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(二件)(港湾課)	五
特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(建築指導課)	六
公告	七
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(三件)(商政課)	七
建設業の許可の取消し(監理課)	八
契約の締結(技術管理課)	八
一般競争入札の実施(道路建設課)	八
開発行為に関する工事の完了(建築指導課)	一
一般競争入札の実施(建築指導課)	一
公安委告示	一
技能検定員審査の実施	三
教習指導員審査の実施	四

開発行為等の許可の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十月二十六日

山口県知事 二井 関成

山口県規則第九十四号

開発行為等の許可の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

開発行為等の許可の基準に関する条例施行規則(平成十四年山口県規則第二号)の一部を次のように改正する。

別表第二防府市の項中、「及び同表ぬ項」を、「並びに同表ぬ項及びむ項」に改める。

附則

この規則は、平成十九年十一月三十日から施行する。



山口県告示第五百二十七号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成十九年十月二十六日から同年十一月十五日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び山口市環境部環境保全課において公衆の縦覧に供する。

平成十九年十月二十六日

山口県知事 二井 関成

一 申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 県道山口宇部線道路改良(小郡トンネル)工事飛鳥建設・フジ

住 所 藤本工業・栗本特定建設工事共同企業体

住 所 広島市南区的場町一丁目七番一〇号

処理後	七・五	六・五	八・五	〃	〃	二〇	二五	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
-----	-----	-----	-----	---	---	----	----	---	---	---	---	---	---	---

No. 1 排水口	排水口	排出水の汚染状態		状態の値		排水の一日当たりの量 (m ³)								
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質質量 (mg/l)	油類 (mg/l)		窒素 (mg/l)	燐 (mg/l)						
七・五	六・五	最大	最大	最大	最大	最大	最大	最大	最大	最大	最大	最大	最大	最大
八・五	二	三	二〇	二五	一	二	一	二	一	二	一	二	一	二

山口県告示第五百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を次のように変更する予定である。

平成十九年十月二十六日

山口県知事 二井 関成

- 一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的保安林の指定に関する告示（平成十二年山口県告示第五百十一号）、保安林の指定に関する告示（平成十二年山口県告示第五百五十九号）、保安林の指定に関する告示（平成十三年山口県告示第三百二二号）及び保安林の指定に関する告示（平成十三年山口県告示第三百九十号）に定めるところによる。
- 二 変更に係る指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 変更しない。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種を、次のとおりとする。
 - (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課並びに宇部市経済部農林水産課、萩市農林部林政課、光市経済部水産林業課、山陽小野田市環境経済部農林水産課、美東町役場、秋芳町役場及び阿武町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第五百二十九号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第八十五条において準用する同法第五十五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同法第八十二条第二項の規定による同意があったと認められた。

平成十九年十月二十六日

山口県知事 二井 関成

川尻区域	区	域	区	分
総トン数十トン未満の漁船により、主として北緯三十四度四十五分の線以北の日本の北海の海域において営む漁業				

山口県告示第五百三十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定により、一般国道四九〇号道路改良（鞍掛山トンネル）工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成十九年十月二十六日

山口県知事 二井 関成

- 一 一般国道四九〇号道路改良（鞍掛山トンネル）工事

- (一) 工事場所 美祢郡美東町大字長登字北平から同町大字赤字下ノ川までの間
- (二) 工事の概要

工法	延長	道路幅員
ナトム工法	一、〇一メートル	九・五メートル(車道七・〇メートル)

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(三者で構成するものに限る。)とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれも次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
 - 1 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)(第三条第六項に規定する特定建設業の許可(土木工業に係るものに限る。))を受けていること。
 - 2 出資比率が二十パーセント以上であること。
 - (二) 共同企業体の代表者の平成十九年十月二十五日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)(土木一式工事の数値が千二百五十以上であること。
 - (三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の土木一式工事の数値が九百以上であること。
- 三 経営規模等入札参加資格の審査
- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成十九年山口県告示第百六十四号)四に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。))を提出しなければならない。

 - 1 共同企業体協定書の写し
 - 2 総合評定値通知書の写し
 - 3 特定建設業の許可通知書の写し
 - 4 委任状
 - (二) 申請書等の提出場所

美祢土木事務所 美祢市大嶺町東分三四四九番地の五
 - (三) 申請書等の提出期間

- (四) 随時とする。

経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法
審査終了後、経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、美祢土木事務所(電話〇八三七一五二一一〇五)にすること。

山口県告示第五百三十一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)(第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

平成十九年十月二十六日

山口県知事 二井 関成

一 区域の名称

海士郷町(7)地区

二 区域の範囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた区域

市名	町名	地名	地番	標柱番号
下関市	彦島	海士郷町	六四の一	一号
"	"	"	六三の四	二号
"	"	"	三九の三	三号
"	"	"	三八の五	四号
"	"	"	三八の一五	五号
"	"	"	三九の三	六号
"	"	"	三九の一	七号
"	"	"	五七	八号
"	"	"	"	九号

山口県告示第五百三十二号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の五第一項の規定により、徳山下松港廃棄物埋立護岸築造工事(第五工区)の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成十九年十月二十六日

山口県知事 二井 関 成

- 一 徳山下松港廃棄物埋立護岸築造工事(第五工区)
- (一) 工事場所 周南市臨海町地先
- (二) 工事の概要

基礎工	種	延長
		八メートル

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
 - 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成十八年山口県告示第六百六十三号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木一式工事のA等級であること。
 - 2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)(第三条第六項に規定する特定建設業の許可(土木工事業に係るものに限る。))を受けていること。
 - 3 出資比率が三パーセント以上であること。
- (二) 共同企業体の代表者の平成十九年十月二十五日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)(の土木一式工事の数値が千以上であること。
- (三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の土木一式工事の数値が八百五十以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等
 - 経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。))を提出しなければならない。
 - 1 共同企業体協定書の写し
 - 2 総合評定値通知書の写し
 - 3 特定建設業の許可通知書の写し
 - 4 委任状
- (二) 申請書等の提出方法
 - 申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。
- (三) 申請書等の提出場所
 - 山口県周南港湾管理事務所 周南市築港町一三番三三号
- (四) 申請書等の提出期間及び時間
 - 平成十九年十月二十九日から同年十一月二日までの午前九時から午後四時三十分まで
- (五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法
 - 経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成十九年十一月九日までに発送する。
- 四 その他
 - この審査についての問合せは、山口県周南港湾管理事務所(電話〇八三四―二一―一七八七)にすること。

山口県告示第五百三十三号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の五第一項の規定により、徳山下松港廃棄物埋立護岸築造工事(第六工区)の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。))及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成十九年十月二十六日

山口県知事 二井 関 成

- 一 徳山下松港廃棄物埋立護岸築造工事（第六工区）
- (一) 工事場所 周南市臨海町地先
- (二) 工事の概要

工	種	延	長
基	礎	工	九メートル

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成十八年山口県告示第六百六十三号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木一式工事のA等級であること。
- 2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（土木工事業に係るものに限る。）を受けていること。
- 3 出資比率が三十分以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の平成十九年十月二十五日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）の土木一式工事の数値が千以上であること。

(三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の土木一式工事の数値が八百五十以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

- (二) 申請書等の提出方法
- 申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。
- (三) 申請書等の提出場所
- 山口県周南港湾管理事務所 周南市築港町一三番二三号
- (四) 申請書等の提出期間及び時間
- 平成十九年十月二十九日から同年十一月二日までの午前九時から午後四時三十分まで
- (五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法
- 経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成十九年十一月九日までに発送する。

その他

この審査についての問合せは、山口県周南港湾管理事務所（電話〇八三四―二一―一七八七）にすること。

山口県告示第五百三十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定により、維新百年記念公園陸上競技場新築工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のおり定めた。

山口県告示第五百三十四号

平成十九年十月二十六日

山口県知事 二井 関 成

一 維新百年記念公園陸上競技場新築工事

- (一) 工事場所 山口市吉敷地内
- (二) 工事の概要

構	造	延	べ	面	積
鉄筋コンクリート造一部鉄骨造	地上四階建	二〇、五八四	平方	メ	ートル

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（三者で

構成するものに限る。)とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)第三条第六項に規定する特定建設業の許可(建築工事業に係るものに限る。)を受けていること。

2 出資比率が二十パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の平成十九年十月二十五日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)の建築一式工事の数値が千六百以上であること。

(三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の建築一式工事の数値が九百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成十九年山口県告示第百六十四号)四に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

1 共同企業体協定書の写し

2 総合評定値通知書の写し

3 特定建設業の許可通知書の写し

4 委任状

(二) 申請書等の提出場所

山口県土木建築部建築指導課 山口市滝町一番一号

(三) 申請書等の提出期間

随時とする。

(四) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

審査終了後、経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部建築指導課(電話〇八三一―九三三―三八三〇)にすること。



(五三六) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十九年六月八日山口県公告(二九二)に係る大規模小売店舗について次のとおり美祢市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十九年十月二十六日から同年十一月二十六日までの間、山口県商工労働部商政課及び美祢市商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成十九年十月二十六日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 パルティ・フジ美祢

所在地 美祢市大嶺町東分三四六九の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(五三七) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十九年六月十五日山口県公告(三二〇)に係る大規模小売店舗について次のとおり山口市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十九年十月二十六日から同年十一月二十六日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成十九年十月二十六日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク大内店

所在地 山口市大内矢田九一〇の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(五三八) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十九年六月十五日山口県公告(三二一)に係る大規模小売店舗について次のとおり山口市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十九年十月二十六日から同年十一月二十六日までの間、山口県商工労働部商政課並びに山口市経済部商工振興課及び山口市徳地総合支所において公衆の縦覧に供します。

平成十九年十月二十六日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 徳地ショッピングセンター
所在地 山口市徳地堀一六一三

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(五三九) 建設業の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)第二十九条第一項の規定により、建設業の許可を取り消しました。

平成十九年十月二十六日

山口県知事 二井 関成

一 処分をした年月日

平成十九年十月十五日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

商号 又は 名称 有限会社西日本建築

主たる営業所の所在地 周南市桜木三丁目一番二五号

代表者の氏名 久野 文人

許可番号 山口県知事許可(般一六)第一九三二〇号

三 処分の内容

建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し

四 処分の原因となった事実

有限会社西日本建築が、法第八条第七号に該当する役員についてその者が同条各号に掲げる欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面を作成し、これを添付して建設業の許可申請を行い、平成十六年十月四日付けで建築工事業に関する法第三条第一項の許可を受け、このことが法第二十九条第一項第五号に該当する。

(五四〇) 契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

平成十九年十月二十六日

山口県知事 二井 関成

一 事務を担当する課の名称及び所在地

土木建築部技術管理課 山口市滝町一番一号

二 契約に係る特定役務の名称及び数量

土木事業管理システム、電子入札システム、入札情報サーピス及び連携システム改修業務 一式

三 契約の相手方を決定した手続

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成十九年九月十二日

五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地

株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内一丁目六番六号

六 契約金額

四千九百九十八万円

七 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十条第一項第二号に該当するため

八 契約担当者

山口県知事 二井 関成

(五四一) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成

七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。
 平成十九年十月二十六日
 山口県知事 二井 関 成

一 入札に付する事項

次に掲げる工事の請負

(一) 工事名

一般国道四九〇号道路改良(鞍掛山トンネル)工事

(二) 工事場所

美祢郡美東町大字長登字北平から同町大字赤字下ノ川までの間

(三) 工事の概要

工 法	延 長	道 路 幅 員
ナトム工法	一、〇一メートル	九・五メートル(車道七・〇メートル)

(四) 工期

この入札により締結する契約に係る議会の議決のあった日の翌々日から約二十四箇月間

(五) その他

この工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付けるVE方式の工事である。

二 工事概要書及び入札説明書等の配布

(一) 場所

美祢市大嶺町東分三四四九番地の五 美祢土木事務所

(二) 日時

平成十九年十月二十六日から同年十一月九日までの午前九時から午後四時三十分まで

三 入札参加資格

入札に参加できる者は、特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成十九年山口県告示第五百三十号。以下「告示」という。)に基づく資格審査において、経営の規模及び状況を要件とする一般競争入札参加資格を有すると認められる共同企業体で次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(一) 共同企業体が地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。)第六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競

争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
 (二) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1 政令第六十七条の四第一項又は第二項に規定する者でないこと。

2 一に掲げる工事(以下「本工事」という。)において他の共同企業体の構成員でないこと。

3 平成十九年十月二十六日から同年十二月三十一日までの間のいずれの日においても山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。

(三) 共同企業体の代表者が次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1 平成十九年四月一日から平成十九年十月二十六日までの間に元請負人又は共同企業体の代表者としてナトム工法による道路トンネル工事(一のトンネルの延長が千メートル以上のものに限る。)を施工した実績を有していること。

2 土木工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受け、かつ、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十六条第四項の国土交通大臣の登録を受けた講習(以下「登録講習」という。)を受講した監理技術者(以下「監理技術者」という。)で、平成十九年四月一日から平成十九年十月二十六日までの間に元請負人又は共同企業体の構成員(出資比率が二十パーセント以上であるものに限る。)の監理技術者又は建設業法第二十六条第一項に規定する主任技術者(以下「主任技術者」という。)としてナトム工法による道路トンネル工事に従事した経験を有する者を本工事の工事現場に専任で配置できること。
 (四) 共同企業体の代表者以外の者が次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1 平成十九年四月一日から平成十九年十月二十六日までの間に元請負人若しくは共同企業体の代表者としてナトム工法による道路トンネル工事を施工した実績又は共同企業体の代表者以外の者(出資比率が二十パーセント以上であるものに限る。)としてナトム工法による道路トンネル工事(一のトンネルの延長が三百メートル以上のものに限る。)を施工した実績を有していること。

四 設計図書縦覧及び配布

(一) 縦覧の場所及び日時

1 場所
 美祢土木事務所

- 2 日時
平成十九年十月二十六日から同年十二月二十日までの午前九時から午後四時三十分まで
- (二) 配布の場所及び日時
- 1 場所
美祢土木事務所
- 2 日時
平成十九年十一月三十日から同年十二月二十日までの午前九時から午後四時三十分まで
- 3 対象者
十一の(四)の入札参加資格の要件の確認を受けた者に配布する。
- 五 契約条項を示す場所
美祢土木事務所
- 六 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限
- (一) 記載方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった契約金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- (二) 提出場所
美祢土木事務所
- (三) 受領期限
平成十九年十二月二十日午後四時三十分(入札書を持参する場合は、平成十九年十二月二十一日午前十時)
- 七 入札を執行する場所及び日時
- (一) 場所
美祢市大嶺町東分三四四九番地の五 山口県美祢合同庁舎車庫棟二階大会議室
- (二) 日時
平成十九年十二月二十一日 午前十時
- 八 入札保証金
免除する。
- 九 無効入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- (一) 入札参加資格のない者がした入札

- (二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあっては、自署)のない入札
- (三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札
- 十 落札者の決定方法
- 山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、政令第百六十七条の十第一項に規定する場合には、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った他の者のうち、最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- 十一 その他
- (一) 契約担当者
山口県知事 二井 関成
- (二) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (三) 契約書の作成の要否
- (四) 入札参加資格の要件の確認に必要な次に掲げる書類(告示に基づく資格審査を申請した者については、1、2及び6に掲げる書類)を平成十九年十一月九日午後四時三十分までに美祢土木事務所に提出すること。なお、その確認結果を記載した書面を平成十九年十一月二十九日までに発送する。
- 1 同種の工事の施工実績について記載した書類
 - 2 監理技術者及び主任技術者の資格及び工事経験について記載した書類
 - 3 共同企業体の構成員及びその出資比率を記載した書類
 - 4 総合評定値通知書の写し
 - 5 特定建設業の許可通知書の写し
 - 6 監理技術者(平成十六年二月二十九日以前に、現に有する監理技術者資格者証の交付を受けたものを除く。)が登録講習を受講した者であることを証する書面
- (五) この入札については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十六年山口県条例第三十二号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して入札書を提出することができる。
- (六) この入札に係る請負契約については、県議会の議決を要するため、落札後仮契約を締結し、当該議決を経た後本契約を締結する。
- (七) 契約保証金
契約金額の百分の十以上の契約保証金を納付すること。ただし、国債の提供又は金融機関若しくは公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和二十七年法律第百

八十四号) 第二条第四項に規定する保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、工事履行保証契約又は県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

(八) 契約締結後の技術提案
 契約締結後、当該請負人は、設計図書の変更の案を記載した書類を提出することにより、設計図書に定める工事的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の提案をすることができる。この場合において、当該提案を適当と認めるときは、設計図書を変更するとともに、必要があると認めるときは、請負代金額の変更を行うものとする。なお、詳細については、仕様書による。

(九) 詳細については、美祿土木事務所(電話〇八三七―五二一―一〇五)に問い合わせる。

十一 Summary

- (1) Division in charge of the contract: Road Construction Division, Public Works & Construction Department, Yamaguchi Prefectural Government, 1-1 Taki-machi, Yamaguchi City, Yamaguchi Prefecture
- (2) Name of construction: Construction work for the Road Improvement of Route 490 (Kurakakeyama Tunnel)
- (3) Outline of construction: By New Austrian Tunneling Method, length: 1018 meter, width: 9.5 meter (driveway: 7.0 meter)
- (4) Place of construction: From Aza Kitahira, Oaza Naganobori, to Aza Shimomokawa, Oaza Aka, Mitou-cho, Mine-gun
- (5) Section in charge of procurement and contact point for the notice: Mine Public Works Construction Office, 3449-5 Omnecho-higashibun, Mine City
- (6) Time-limit for tender: 4:30 P.M. December 20, 2007 (In case of bringing a tender: 10:00 A.M. December 21, 2007)

(五四二) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成十九年十月二十六日

山口県知事 二井 関 成

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
 柳井市柳井字走出及び新庄字細長
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 兵庫県姫路市北条口四丁目四番地
 マックスバリュ西日本株式会社

(五四三) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成十九年十月二十六日

山口県知事 二井 関 成

- 一 入札に付する事項
 次に掲げる工事の請負
- (一) 工事名
 維新百年記念公園陸上競技場新築工事
- (二) 工事場所
 山口市吉敷地内
- (三) 工事の概要

構	造	延 べ 面 積
鉄筋コンクリート造一部鉄骨造	地上四階建	二〇、五八四平方メートル

- (四) 工期
 この入札により締結する契約に係る議会の議決のあった日の翌々日から約二十七箇月間
- (五) その他
 この工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付けるVE方式の工事である。

二 工事概要書及び入札説明書等の配布

- (一) 場所
 山口市滝町一番一号 山口県土木建築部建築指導課
- (二) 日時

平成十九年十月二十六日から同年十一月十二日までの午前九時から午後四時三十分まで

三 入札参加資格

入札に参加できる者は、特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成十九年山口県告示第五百三十四号。以下「告示」という。）に基づく資格審査において、経営の規模及び状況を要件とする一般競争入札参加資格を有すると認められる共同企業体で次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(一) 共同企業体が地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。）第六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(二) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1 政令第六十七条の四第一項又は第二項に規定する者でないこと。

2 一に掲げる工事（以下「本工事」という。）において他の共同企業体の構成員でないこと。

3 平成十九年十月二十六日から同年十二月二十一日までの間のいずれの日においても山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。

(三) 共同企業体の代表者が次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1 平成九年四月一日から平成十九年十月二十六日までの間に元請負人又は共同企業体の構成員（出資比率が二十パーセント以上であるものに限る。）として、延べ床面積が一万平方米以上のスポーツ施設の建築工事を施工した実績を有していること。

2 建築工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受け、かつ、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十六条第四項の国土交通大臣の登録を受けた講習（以下「登録講習」という。）を受講した監理技術者（以下「監理技術者」という。）を本工事の工事現場に専任で配置できること。

(四) 共同企業体の代表者以外の者が建設業法第二十六条第一項に規定する主任技術者（以下「主任技術者」という。）を本工事の工事現場に専任で配置できること。

四 設計図書の縦覧及び配布

(一) 縦覧の場所及び日時

1 場所

山口県土木建築部建築指導課

2 日時
平成十九年十月二十六日から同年十二月二十日までの午前九時から午後四時三十分まで

(二) 配布の場所及び日時

1 場所

山口県土木建築部建築指導課

2 日時

平成十九年十一月二十六日から同年十二月二十日までの午前九時から午後四時三十分まで

3 対象者

十一の(四)の入札参加資格の要件の確認を受けた者に配布する。

五 契約条項を示す場所

山口県土木建築部建築指導課

六 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった契約金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県土木建築部建築指導課

(三) 受領期限

平成十九年十二月二十日午後四時三十分（入札書を持参する場合は、平成十九年十二月二十一日午前十時）

七 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県土木建築部入札室

(二) 日時

平成十九年十二月二十一日 午前十時

八 入札保証金

免除する。

九 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札
 (三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札
 十 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、政令第百六十七条の十第一項に規定する場合には、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った他の者のうち、最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。

十一 その他
 (一) 契約担当者
 山口県知事 二井 関成

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨
 日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否
 要

(四) 入札参加資格の要件の確認に必要な次に掲げる書類(告示に基づき資格審査を申請した者については、1、2及び6に掲げる書類)を平成十九年十一月十二日午後四時三十分までに山口県土木建築部建築指導課に提出すること。なお、その確認結果を記載した書面を平成十九年十一月二十二日までに発送する。

- 1 同種の工事の施工実績について記載した書類
 - 2 監理技術者及び主任技術者の資格及び工事経験について記載した書類
 - 3 共同企業体の構成員及びその出資比率を記載した書類
 - 4 総合評価値通知書の写し
 - 5 特定建設業の許可通知書の写し
 - 6 監理技術者(平成十六年二月二十九日以前に、現に有する監理技術者資格者証の交付を受けたものを除く。)が登録講習を受講した者であることを証する書面
- (五) この入札については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十六年山口県条例第三十二号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して入札書を提出することができる。
- (六) この入札に係る請負契約については、県議会の議決を要するため、落札後仮契約を締結し、当該議決を経た後本契約を締結する。
- (七) 契約保証金
 契約金額の百分の十以上の契約保証金を納付すること。ただし、国債の提供又は金融機関若しくは公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和二十七年法律第百

八十四号)第二条第四項に規定する保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、工事履行保証契約又は県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

(八) 契約締結後の技術提案

契約締結後、当該請負人は、設計図書の変更の案を記載した書類を提出することにより、設計図書に定める工事的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の提案をすることができ、この場合において、当該提案を適当と認めるときは、設計図書を変更するとともに、必要があると認めるときは、請負代金額の変更を行うものとする。なお、詳細については、仕様書による。

(九) 詳細については、山口県土木建築部建築指導課(電話〇八三一九三三―三三三〇)に問い合わせる。

十一 Summary

- (1) Division in charge of the contract: Architectural Guidance Division, Construction Department, Yamaguchi Prefectural Government, 1-1 Taki-machi, Yamaguchi City, Yamaguchi Prefecture
- (2) Name of construction: Construction work of the new Ishin-Hyakumen-Kinen-Koen Stadium
- (3) Outline of construction: Reinforced concrete structure, part of which has a steel framework, four stories high
- (4) Place of construction: Yoshiki, Yamaguchi City
- (5) Section in charge of procurement and contact point for the notice: Architectural Guidance Division, Construction Department, Yamaguchi Prefectural Government, 1-1 Taki-machi, Yamaguchi City
- (6) Time-limit for tender: 4:30 P.M. December 20, 2007 (In case of bringing a tender: 10:00 A.M. December 21, 2007)



山口県公安委員会告示第六十一号

道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第九十九条の二第四項第一号イの技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

平成十九年十月二十六日
山口県公安委員会

- 一 審査の種類
技能検定員審査(大自二)
- 二 審査の日時及び場所
(一) 日時 平成十九年十一月二十六日(月曜日)及び同月二十七日(火曜日)の午前九時から午後五時十五分まで
(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間
平成十九年十一月十二日(月曜日)から同月十六日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類
(一) 技能検定員審査申請書(技能検定員審査等に関する規則(平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。)(別記様式第一号によること。))
(二) 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当することを証する書面
(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)
- 六 運転免許証の提示
審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。
- 七 審査手数料
一万四千円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万四千円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査の種類	審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能		千三百五十円

二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	二千二百五十円
三 教則の内容となつてゐる事項	二千二百五十円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	二千二百五十円
五 技能検定の実施に関する知識	二千五百円
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	二千円
備考 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千五百円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百円を減ずるものとする。	

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

山口県公安委員会告示第六十二号

道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第九十九条の三第四項第一号イの自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

平成十九年十月二十六日

山口県公安委員会

- 一 審査の種類
教習指導員審査(大自二)
- 二 審査の日時及び場所
(一) 日時 平成十九年十一月二十六日(月曜日)及び同月二十七日(火曜日)の午前九時から午後五時十五分まで
(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間

平成十九年十一月十二日(月曜日)から同月十六日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- (一) 教習指導員審査申請書(技能検定員審査等に関する規則(平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。)(別記様式第一号によること。))
- (二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)(に係る運転免許証を提示すること。)

七 審査手数料

九千五百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ九千五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	千三百五十円
二 技能教習に必要な教習の技能	千三百円
三 学科教習に必要な教習の技能	千二百五十円
四 教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識	千二百五十円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千二百五十円
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千五百円

特定第一種運転免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千五百円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に五百円を減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

一 審査の種類

教習指導員審査(普通)

二 審査の日時及び場所

- (一) 日時 平成十九年十一月二十八日(水曜日)及び同月二十九日(木曜日)の午前九時から午後五時十五分まで
- (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

平成十九年十一月十二日(月曜日)から同月十六日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- (一) 教習指導員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)
- (二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)(に係る運転免許証を提示すること。)

七 審査手数料

一万二千五百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万二千五百円から同表の下欄に掲げる額を減じ

た額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	四千百円
二 技能教習に必要な教習の技能	千三百五十円
三 学科教習に必要な教習の技能	千二百五十円
四 教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識	千二百五十円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千二百五十円
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千二百円

備考

普通自動車免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に九百円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百円を減ずるものとする。

- 八 その他
- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
 - (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

- 一 審査の種類
教習指導員審査(大型二種)
- 二 審査の日時及び場所
- (一) 日時 平成十九年十一月二十九日(木曜日)午前九時から午後五時十五分まで
 - (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の一 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間
平成十九年十一月十二日(月曜日)から同月十六日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先

平成十九年十月二十六日印刷
平成十九年十月二十六日発行

発行所 山口県庁
山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)

山口市小郡下郷三五六〇の一 山口県警察本部運転免許課
五 提出書類

- (一) 教習指導員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)
 - (二) 規則第十七条第一項第二号又は第五項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当することを証する書面
 - (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)
- 六 運転免許証の提示
審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。
- 七 審査手数料
一万三千三百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万三千三百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	四千八百円
二 技能教習に必要な教習の技能	二千円
三 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	二千七百五十円

- 備考
大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二千九百五十円を減ずるものとする。
- 八 その他
- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
 - (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。